

# 平成24年第7回教育委員会 臨時会会議録

平成24年5月23日

東久留米市教育委員会

平成24年第7回教育委員会臨時会

平成24年5月23日午後2時20分開会  
市役所6階 教育長室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(2) 「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼  
について」の一部修正について
- 

出席委員(4名)

委員 長 榎 本 隆 司	第二職務代理 矢 部 晶 代
委員 松 本 誠 一	教 育 長 永 田 昇

欠席委員(1名)

第一職務代理 井 上 敏 博

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長 荒 島 久 人	指導室長 片 柳 博 文
総務課長 東 淳 治	図書館長 高 梨 顕 彦

---

事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴

## ◎開会及び開議の宣告

(午後2時20分)

- 委員長 これより平成24年第7回教育委員会臨時会を開会する。本日は井上委員が欠席であるが定足数は満たしているので、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。
- 

## ◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は松本委員にお願いする。
- 

## ◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第2、「『議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の一部修正について」、教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「『議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の一部修正について」、上記議案を提出する。平成24年5月23日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、平成24年第6回教育委員会臨時会で議決された「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」は、再度、審議を行う必要があるためである。詳細については教育部長から説明する。
- 教育部長 先の第6回教育委員会臨時会において、「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」は議決いただいたが、この間、条文の一部に誤りがあったため、再度、ご審議いただきたい。
- 新旧対照表をご覧いただきたい。改正案の第4条に「図書館には、館長並びに東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）～」とある。これにより以下の規定では「東久留米市教育委員会」を「教育委員会」とすべきであるが、議案第31号では第7条中「教育委員会規則」とすべきところを「東久留米市教育委員会規則」と、「東久留米市」が付いたままになっていた。ついては、本議案において、現行の第6条中の「東久留米市教育委員会」を、改正案の第7条で「教育委員会」と改めたい。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 議案第31号の審議の際、新旧対照表を見ていて、第7条に「東久留米市」が付いているのに気がついたが、自治体のルールにより、規則名には「東久留米市」を残していると思っていた。
- 教育長 条例や規則を制定したり改廃するときには市全体でルールが定められており、今回の場合には、基本的に「東久留米市」を省くことになっている。
- 委員長 こういうことはこれまでの審議過程できちんと整理できたことであり、すべきであったと思う。
- 教育部長 今後はこういうことがないよう事務を行っていく。再度、ご審議いただくことになり、お詫び申し上げます。
- 

## ◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成24年第7回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後2時40分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年5月23日

委員長 榎本隆司（自署）

署名委員 松本誠一（自署）